

# 第2回検討会議を踏まえたガイドライン案の修正について

前回の検討会議でいただいたご意見について、以下のとおりガイドラインへの反映を予定している。反映結果が適切か、御議論いただきたい。

## 全体的な修正（案）

### 第2回検討会議でいただいたご意見

- ・制度が整っていない内容はガイドラインという性質上掲載しない方が良いのではないか。
- ・これから進展していく内容のものについては、記載に工夫が必要である。

### ご意見の反映（案）

- ・県では、市町村やNPO等が地域の実情に応じた交通のあり方を考えていく際の参考としていただくためにガイドラインを策定し、新たな交通サービスの概要や現在の状況、導入に関する基本的な考え方などについて周知を図りたいと考えている。
- ・については、制度の要点や留意事項、先進事例などを幅広く掲載し、導入に向けたヒントとして活用してもらうことを想定している。
- ・上記の策定趣旨に照らした場合、“ガイドライン”という用語は読み手に強制力のある指針（守らなければいけないもの）として受け止められる可能性があり、県の意図（参考資料として活用していただきたいもの）が伝わらない危険性がある。

- ・策定趣旨を伝わりやすくするため、“ガイドライン”という用語を“ガイドブック”に改めたい。
- ・第1章の前「はじめに」項目を追加。ガイドブックを策定した目的などについて明記し、策定趣旨の共有化を図りたい。

【参考】用語の定義  
 「ガイドブック」とは…手引き書、案内書。  
 「ガイドライン」とは…政策・施策などの指針。  
 [小学館「デジタル大辞泉」より]

## 第1章【ガイドライン策定の背景、課題解決に向けた施策の方向性、本ガイドラインの目的】に関する修正

- ・前回の検討会議において特段ご意見はいただかなかったが、第1章の前「はじめに」項目を追加したいため、第1章「本ガイドラインの目的」の内容については「はじめに」の中に含めて記載することとした。

# 第2回検討会議を踏まえたガイドライン案の修正について

## 第2章【公共交通への価値の付加】に関する修正（案）

### 貨客混載について

#### いただいたご意見

- ・貨客混載については、制度的支援や財政的支援、行政的支援に関する記載も加えてはどうか。
- ・貨物車両による旅客運送については、安全性が担保できるのか懸念がある。また、2種免許が必要であることや社内規定の問題もあるため、現実的には運用が難しいのではないか。
- ・最後の輸送手段の選択肢の一つとして、貨物運送事業者が自家用有償旅客運送の一部を引き受けていく、という考え方も必要ではないか。
- ・二種免許よりも一種免許の方が運転手を確保しやすい。旅客運送事業者が自家用有償旅客運送した方が良いのではないか。

①  
②  
③

#### ご意見の反映（案）

##### <①について>

- ・制度的支援・行政的支援に関して、国による規制緩和について記載したい。

- (1) 乗合バスへの荷物量が350kg以上も可能に。
- (2) 乗合バス以外の車両であっても貨客混載が可能に。

##### <②について>

- ・貨物車両による旅客運送は最後の輸送手段の一つとして考えられるが、運用に際しては安全性に対する懸念や2種免許取得の必要性などハードルがあることを記載したい。

##### <③について>

- ・第3章「自家用有償旅客運送」頁に、旅客運送事業者が市町村からの委託を受けることで運行主体となれる旨を記載したい。

### 相乗りタクシー等について

#### いただいたご意見

- ・現在、相乗りタクシーは実証実験の段階である。今後の動向が不明な内容を“ガイドライン”という性質のものに明記するのはいかがなものか。
- ・相乗りタクシーは制度的にも未確定な部分が多く、タクシー業界としても、どういう制度なのか、どのようにマッチングしていくのかわからない点が多い。
- ・様々な配車アプリを1つにマッチングできるのか不明である。現在のところ、県内の相乗りタクシーの運用は難しいのではないかと感じている。
- ・配車アプリを活用すること以外にもマッチングの方法はあるのではないか。
- ・地域の繋がりからうまくマッチングができると良い。ガイドラインでは、「こういったやり方も可能です」という内容をまとめる形でも良いのではないか。

#### ご意見の反映（案）

- ・導入に向けたヒントを幅広く掲載する“ガイドブック”として、タクシーの相乗り促進に関する現在の状況については記載したい。
- ・制度未確定の状況のため、「本県における導入の可能性」に関する記載については見送ることとした。

# 第2回検討会議を踏まえたガイドライン案の修正について

## 第3章【公共交通及び公共交通を補完する移動サービス】に関する修正（案）

### 移動サービスの種類

#### いただいたご意見

- ・自家用有償旅客運送の事例については、「ソンタク」の他、福祉有償運送と市町村運営有償運送の事例も入れてみてはどうか。

#### ご意見の反映（案）

- ・ご指摘のとおり、3種類の事例を掲載したい。福祉有償運送と市町村運営有償運送の事例については、委員のご助言もいただきながら今後選定したい。

### 移動サービスの対象者

#### いただいたご意見

- ・移動サービスの対象者を「○」「△」「×」で表記するのは制度の趣旨から見て馴染まないところがある。
- ・移動サービスの対象者を表で示すのはいかがなものだろうか。この点については、次回の分科会の前に一度議論させてもらいたい。
- ・表の中に観光客も含めているが、観光客の輸送は当該地域を管轄する市町村長が認めた場合にのみ可能なものであり、あくまでも例外的である。

#### ご意見の反映（案）

- ・関東運輸局山梨運輸支局への事前相談を行った上で対象者の表記や記載の是否について整理し、修正案を提示したい。（資料3参照）
- ・観光客の輸送については、自家用有償旅客運送の概要説明の中で例外として記載したい。

### 公共交通を補完する移動サービスの円滑な導入・運用に向けたポイント

#### いただいたご意見

- ・子育て支援センターでは子育て世代の方を対象とした送迎を行っている。送迎を行うドライバーの育成が子育て支援センターではうまくできていないので、【ボランティアドライバーの育成】の中で「タイアップさせていただきたい。

#### ご意見の反映（案）

- ・子育て支援団体が子どもを対象に送迎を実施している事例もあることから、相互に連携し、ボランティアドライバーの育成に関するノウハウを共有することが重要である旨を記載したい。

### 移動サービスの導入にあたっての留意点

#### いただいたご意見

- ・このガイドラインの読み手は市町村の交通部局だけなのか。福祉部局も担い手となるのではないか。
- ・福祉部局としては同時並行的に互助による輸送の可能性について検討を進めていった方がより連携しやすくなる。
- ・公共交通を補完する移動サービスについて、直列的に一方向だけで考えるではなく、両方向から検討してもよいのではないか。互助による輸送を検討し、それをいかに公共交通と繋げていくかを考えてもよいのではないか。
- ・ガイドラインでは「移動サービスの導入にあたっての留意点」を先に書いてから第3章に入った方が良いのではないか。
- ・安全性の担保は重要であると思うが、福祉の観点から考えた場合、安全の確保のためにお出かけを全て我慢するというはどうだろうかという思いもある。生活の豊かさが損なわれてしまう恐れがある。地域の助け合いでサポートできれば良いと思っている。
- ・タクシーについては、営業区域で考えるよりも、現実的な視点から運行エリアを考えていくことになるのではないか。

①  
②  
③  
④  
⑤

#### ご意見の反映（案）

- <①について>
  - ・福祉部局も移動サービスの担い手と位置づけ、福祉部局が見ても違和感のないよう記載を工夫したい。
- <②について>
  - ・“検討”については同時並行的に進めていくことは可能であるが、“導入”については優先順位を定めて直列的に考えていく必要がある旨を記載したい。
- <③について>
  - ・記載箇所を変更したい。（「移動サービスの種類」の後に記載予定）
- <④について>
  - ・十分に安全を担保しながら、既存の公共交通の維持・活用や交通弱者の移動手段の確保を最大限に図っていく旨を「はじめに」の中で記載したい。
- <⑤について>
  - ・「タクシーがない地域」の考え方については、地元タクシー事業者と連携しながら、現実的な視点から把握していく必要がある旨を記載したい。